

平成 27 年 5 月 29 日

各 位

あかつき証券株式会社
代表取締役社長 工藤 英人

三井住友信託銀行との信託代理店契約締結による信託代理店業務の開始について

あかつき証券株式会社（以下「当社」という）は、三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」という）と信託代理店契約を締結して、5月29日より三井住友信託銀行の信託代理店として遺言信託および遺産整理業務の契約締結の媒介を開始いたします。

相続発生件数は年間 126 万件を超えており、家庭裁判所に寄せられる相続関係の相談件数は増加傾向にあります。あらかじめ遺言書を作成することによって、遺されたご家族の相続手続きなどのご負担を軽減するだけでなく、遺産分割等によるトラブルなどを未然に防ぐことが可能となります。

また、昨今の相続税制改正によってお客さまからの相続に関するお問い合わせも増加しております。当社は、このようなお客さまの相続等に対する関心の高まりを受け、このたび三井住友信託銀行の信託代理店として遺言信託および遺産整理業務の契約締結の媒介を開始いたします。

今般の三井住友信託銀行との信託代理店契約締結によって、当社は、お客さまに対して三井住友信託銀行が提供する遺言信託および遺産整理業務を紹介し、三井住友信託銀行の豊富な経験と専門知識を有するスタッフによるサポートをご提供することが可能となります。

今後もお客さまの利便性と満足度向上に積極的に取り組んでまいります。

以上

本資料は金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。

本リリースに関するお問い合わせ先：あかつき証券株式会社 企画本部 03-5641-7817